

答 申

諮問第61号

第1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった「宅地造成等規制法第8条第1項に基づく工事の許可について（平成10年3月16日付起案）」（以下「本件公文書」という。）について行った部分開示決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、平成21年9月16日付けで「宅地造成工事許可書類一式 許可日平成10年3月25日 有限会社〇〇〇〇〇 許可番号〇〇〇〇号」について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対して本件公文書を特定し、一部を開示する部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、開示しない部分及び当該部分を開示しない理由を別紙のとおり記載し、平成21年10月1日付けで異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成21年11月18日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。
- 4 異議申立人は、平成22年6月4日付けで異議申立てのうち一部を取り下げた。

第3 異議申立ての内容要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、「本件公文書のうち未開示の公文書の開示を求める。」というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の異議申立書及び意見書並びに審査会に出席した代理人の説明及び意見陳述の内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

なお、異議申立人は、異議申立書の中で次の(1)のイからへまでの資料以外に、本件公文書のうち、経過書並びに誓約書（以下「経過書」という。）及び理由書における交渉事項及び氏名並びに同意書における同意者の氏名を開示すべきであるとしていたが、これについては、平成22年6月4日付けで取り下げた。

(1) 平成9年度刊『宅地造成の手引き』（和歌山県土木部建築課監修。以下「手引き」という。）には、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下「宅造法」という。）第8条第1項に基づく工事の許可申請書（以下「申請書」という。）に添付しなければならない資料が記載されており、宅地造成工事による災害予防に必要なものとして、下記のイからへまでの資料が含まれている。

- イ 隣接地、周辺地域等との調整資料
- ロ がけ面の断面図
- ハ 土質分布図、地盤（土質）柱状図等
- ニ 防災措置説明書
- ホ 工事仕様書
- へ 土質調査報告書

(2) 本件公文書のうち公図及び隣接地一覧表は、橋本市から実施機関に進達された後に変造されている。そのため、隣接地所有者の住所及び氏名は、進達されたときのものと異なっている。したがって、本来隣接地所有者である異議申立人等との調整がなされず、本件公文書には、申請書に添付が必要なイの資料について、異議申立人等との調整資料が含まれていなかった。

また、本件公文書には、上記ロからへまでの資料も含まれていなかった。

- (3) 実施機関が手引きで申請書に添付しなければならないとしている資料がないのに審査が通るはずはなく、許可されているということは、審査に必要な何らかのイからへまでの資料が添付されているということである。添付されていないのであれば、当該許可は違法である。許可に際して審査の必要資料として定められているイからへまでの資料の開示を求める。
- (4) 許可申請者は、宅地造成工事により土砂崩れを発生させたり、違法にブロックを高く積んだりしている業者である。しかし、実施機関は、業者に対し何の指導もしていない。

また、本件公文書に本件と関係のない道路位置指定関係書類が添付されていたり、必要な調整資料が添付されていない等、実施機関が行っている許可業務は、内容のチェックを全くしていない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の部分開示決定通知書及び異議申立てに対する部分開示処分理由説明書並びに審査会における説明及び意見陳述の内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

1 本件処分について

本件公文書は、宅造法第8条第1項の規定に基づく宅地造成工事の許可申請に関する文書であり、別紙のとおり①個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（条例第7条第2号）、②法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの（条例第7条第3号ア）、③公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある情報（条例第7条第4号）に該当する情報が記載されていたため、それらの部分を非開示とする部分開示決定を行った。

2 「未添付資料」について

- (1) 異議申立人が開示を求めている資料のうちイ及びロに該当するものについては、本件公文書に添付されており、全て開

示している。

イの資料に関して異議申立人は、公図及び隣接地一覧表の変造により隣接地所有者である異議申立人等との調整がなされず、調整資料が未添付のまま違法に許可されていると主張しているが、公図及び隣接地一覧表の変造はしておらず、誤りは許可後に判明したものである。

公図、隣接地一覧表及び調整資料は、宅造法等において添付する義務がなく、行政指導の範囲で求めているものであり、添付がないと許可できないわけではないことから、許可自体に影響はないと判断し、申請当初のまま保管している。

ロの資料については、宅造法等により工事施工後もがけとして存在する部分についてのみ添付義務があるが、異議申立人が添付されていないと主張する断面図は、工事施工中（掘削時）にできた一時的ながけ面（掘削面）についての断面図であり、添付する義務がない。

なお、本件許可申請において、工事施工後もがけとして存在する部分については、ロの資料に相当するものとして、断面図が記載された造成計画平面図が添付されている。

- (2) ハからヘまでの資料は、実務上必要に応じて添付させていたもので、本件公文書には添付されていない。宅造法等に基づき添付義務があるもの以外の資料については、実施機関の裁量により、添付の有無が決定される。

手引きには、宅造法等により添付が必要なものだけでなく、工事の規模等により必要となる書類及び図面の全てを記載している。

ハからヘまでの資料は、下記の場合に提出させていた。

ハの資料 造成地が軟弱地盤等で、調査結果に基づいた構造物等の設計が必要な場合

ニの資料 透水排水、板柵、土留、砂防堰堤、仮排水施設、フトン籠、床止等の防災施設を設置する必要がある場合

ホの資料 特殊な機械を使用する場合等（擁壁設置等の通常
一般的な工法の場合には提出不要）

への資料 造成地が軟弱地盤等で、調査結果に基づいた構造
物等の設計が必要な場合

本件の宅地造成工事は、特殊なものではなく標準的な工事
であり、審査においてハからへまでの資料は必要ではなく、
添付されていなくても許可したものである。

なお、手引きは平成19年度に改訂しており、改訂した手
引きでは、ハの資料及びホの資料については記載がなく、ニ
の資料については「原則として1ha以上又は谷埋め高盛土」
を行う場合に必要とし、への資料については「必要に応じ提
出を求めることがある」としている。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり
判断する。

1 本件公文書について

- (1) 宅造法第8条第1項の規定により、宅地造成工事規制区域内
において行われる宅地造成に関する工事については、都道府県
知事の許可を受けなければならないとされている。

本件公文書は、宅地造成に関する工事の申請に対し、実施機
関が許可を行うための平成10年3月16日付け起案文書であ
り、宅地造成に関する工事の許可通知書（案）及び関係機関あ
ての申請者に許可通知書の交付を依頼する文（案）並びに平成
8年9月10日付けで実施機関あてに提出のあった申請書であ
る。

- (2) 申請書には、隣接地一覧表、権利者の同意書、経過書、理由
書、各種図面等が添付されており、その一部には、個人の氏名
・住所、土地の地番及び交渉事項等が記載されている。

2 「未添付資料」について

- (1) イの資料について

イの資料については、宅造法等においては添付する義務はないが、実施機関では、実務上原則として添付させており、本件公文書のうち同意書、経過書及び理由書（以下「同意書等調整資料」という。）がこれに当たる。

異議申立人は、公図及び隣接地一覧表は、実施機関に進達された後に変造されているため、本来隣接地所有者である異議申立人等との調整がなされず、本件公文書には、異議申立人等との同意書等調整資料が含まれていないが、これは実施機関が手引きで申請書に添付しなければならないとしている資料であり、異議申立人等の同意書等、審査に必要な何らかの調整資料が申請書に添付されていなければならないと主張し、その開示を求めている。

これに対し、実施機関は、実施機関が公図及び隣接地一覧表の誤りを認識したのは、当該申請の許可後であり、公図、隣接地一覧表及び同意書等調整資料は、宅造法等において添付する義務がなく、行政指導の範囲で求めているものであり、添付がないと許可できないわけではないことから、許可自体に影響はないと判断し、申請当初のまま本件公文書を保管していると説明している。

確かに、本件公文書のうち公図及び隣接地一覧表には誤りがあり、異議申立人等の同意書等調整資料は、本件公文書に含まれていない。しかし、同意書等調整資料は、宅造法等により添付が定められた書類ではなく、行政指導の範囲で求めているものである。

よって、実施機関が公図の誤りに気づいた後も許可自体に影響はないと判断し、申請当初のまま本件公文書を保管し添付書類を追加しなかったと説明していることについて、不合理な点は認められない。

(2) ロの資料について

ロの資料については、宅地造成等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。）第4条第1項において、工事箇所が工事

完了後もがけとして存在する場合に添付が義務づけられている図面である。

異議申立人は、申請書には口の資料の添付が必要であるのに本件公文書には添付されていないと主張している。

これに対し、実施機関は、異議申立人が添付されていないと主張する断面図は、工事施工中（掘削時）にできた一時的ながけ面（掘削面）についての断面図であり、添付する義務がなく、また、工事施工後もがけとして存在する部分については、口の資料に相当するものとして、断面図が記載された造成計画平面図が添付されていると主張している。

実施機関の主張どおり、宅造法等では、擁壁を設置するために生じた一時的ながけについては、断面図を添付する義務がない。

なお、工事施工後もがけとして存在する部分については、断面図が記載された造成計画平面図が添付されており、実施機関は、既にそれを開示している。

(3) ハからへまでの資料について

ハからへまでの資料については、宅造法等による添付の義務はなく、実施機関によって、上記第4の2(2)の基準に該当する場合に、実務上、必要に応じて添付させていたものである。

異議申立人は、実施機関が手引きで申請書に添付しなければならないとしている資料であるのに、本件公文書には添付されていないと主張している。

これに対し、実施機関は、本件宅地造成工事は、特殊なものではなく標準的な工事であり、審査においてハからへまでの資料は必要ではなく、添付されていなくても許可したと主張している。

実施機関の主張どおり、ハからへまでの資料は、宅造法等による添付の義務はなく、実施機関によって、上記第4の2(2)の基準に該当する場合に、実務上必要に応じて添付させていたものである。

よって、ハからへまでの資料が添付されていないとしても、不合理ではない。

- (4) 手引きには、「宅地造成に関する工事の許可申請手続きに必要な書類・図面の作成要領」と題する表があり、イからへまでの資料が記載されていることから、異議申立人が全てを必要な資料だと認識することは理解できる。

しかしながら、宅造法等に基づき添付義務があるもの以外の資料については、実施機関の裁量により、添付の有無が決定されるとの実施機関の主張は、不合理であるとは言えない。

- (5) 以上から、実施機関が主張する本件処分に関する理由が不当であるとは言えず、また、異議申立人が主張する未添付資料が存在するとは認められない。

- 3 以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、異議申立人は、実施機関が行っている許可業務は、内容のチェックを全くしておらず、本件に係る許可が違法である等の主張をしているが、当審査会は、条例第19条の規定に基づく実施機関からの諮問に応じ、実施機関が行う開示決定等の妥当性について調査審議する機関であり、異議申立人の当該主張の是非については、当審査会の判断するところではない。

第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成21年12月3日	○諮問（実施機関）
平成21年12月18日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成22年1月13日	○異議申立人からの意見書を受理

平成22年1月26日	○審議
平成22年2月17日	○審議
平成22年3月24日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成22年4月27日	○審議
平成22年5月21日	○異議申立人の代理人からの説明及び意見の聴取
平成22年6月4日	○異議申立人が異議申立ての一部取下書を提出
平成22年6月14日	○実施機関から諮問の一部取下書を受理
平成22年6月18日	○審議
平成22年7月16日	○審議
平成22年8月18日	○審議
平成22年9月10日	○審議

別紙

本件公文書のうち 部分開示とする文書名	左のうち開示しない部分	開示しない理由
宅地造成に関する工事の許可申請書（様式第二）	法人の代表者の印影	条例第7条第3号ア該当 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
委任状	法人の代表者の印影	上記に同じ
隣接地一覧表	同意の有無についての記載	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。
印鑑証明申請書	全部	条例第7条第3号ア該当 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
証明申請書（登記事項）	法人の代表者の印影	上記に同じ
権利者の同意書	法人の代表者の印影	上記に同じ
	個人名	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。
印鑑証明書	全部	条例第7条第3号ア該当 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
道路工事施行承認申請書	法人の代表者の印影	上記に同じ
経過書並びに誓約書	法人の代表者の印影	上記に同じ
	個人の地番、個人名、住所及び交渉事項（公となったものを除く。）	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。
理由書	法人の代表者の印影	条例第7条第3号ア該当 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
	個人の地番、個人名、住所及び交渉事項（公となったものを除く。）	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。

同意書	法人の代表者の印影、区長の印影	条例第7条第3号ア該当 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
	個人の地番、個人名、個人の印影及び住所(公となつたものを除く。)	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。
預かり証、領収書	全部	上記に同じ
農地転用許可申請書	法人の代表者の印影	条例第7条第3号ア該当 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
	個人の印影	条例第7条第4号該当 公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。
	年齢、職業及び耕作者の氏名	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。
法人の登記簿謄本	申請人の印影	上記に同じ
地積測量図	法人の代表者の印影	条例第7条第3号ア該当 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
公図	閲覧者の氏名	例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。
エバラ J E S 契約書	法人の代表者の印影、契約金額及び支払い条件	条例第7条第3号ア該当 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
ポンプ承認図	個人名	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。